

## 平成 26 年度 小山町湯船原地区太陽光発電事業企画提案公募選定委員会設置要領

### 1 趣旨

この要領は、平成 26 年度小山町湯船原地区太陽光発電事業企画提案公募要項第 10 に基づき設置する平成 26 年度小山町湯船原地区太陽光発電事業企画提案公募選定委員会（以下「委員会」という。）に関する必要事項を定める。

### 2 審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1)企画提案書の内容の審査
- (2)基本協定の相手先の選定
- (3)その他審査に関して必要と認めるもの

### 3 構成

委員会の構成は次のとおりとする。

- (1)委員長 統括副町長
- (2)委員 企画総務部長、経済建設部長、町行政アドバイザー（行政経営部門、環境部門）、小山町湯船原地区太陽光発電事業地権者協議会が指名する者
- (3)委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### 4 委員の任期

委員の任期は、地権者協議会と事業者との基本協定締結までの期間とする。

### 5 会議の開催

- (1)委員会は、委員長が招集し委員長が議長となる。
- (2)委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求めることができる。
- (3)委員長は、在任委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (4)委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 6 庶務

委員会の庶務は、小山町未来拠点課において処理する。

### 7 その他

- (1)この項目に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- (2)委員会は非公開とする。

## 附 則

この要領は、平成 26 年 11 月 19 日から施行する。